

当行媒介ローン業務に関する社内調査結果（要旨）

1 経緯

2018年5月、スルガ銀行が同行の危機管理委員会によるシェアハウス関連融資問題に係る調査結果の概要を公表したことを受け、同月下旬から当行においても同様な不正等がないかを調査するとともに情報収集を開始した。その後、昨年8月の当行取締役会の指示の下、8月31日に外部の弁護士を含む社内調査委員会を設置し、本格的な調査に移行した。

2 調査内容

調査は、当行が媒介している「賃貸併用住宅ローン」を対象（全257件）として、契約者本人の居住に関する偽装の有無、仮に偽装があった場合には当行社員の関与の有無を確認した。

また、当行依頼によりスルガ銀行が調査し、同行から居住条件潜脱疑いのある物件（当初から契約者に居住意思がなかったことが疑われる等の物件）及び審査資料偽装疑いのある物件について情報提供を受け、これらについても、その事実の有無及び当行社員の不正な関与の有無を確認した。

3 調査結果

調査方法としては、実地調査や郵便調査により物件の居住現況を確認し、非居住物件等については、契約者への面談、物件担当者等への外部弁護士によるヒアリング、物件担当者等に対するデジタル・フォレンジック調査を行った。

その結果、当委員会として、居住条件潜脱疑い24件、審査資料偽装2件、審査資料偽装疑い6件を確認したが、これらの居住条件潜脱疑い案件や審査資料偽装案件等については、当行社員の不正な関与は認められなかった。

賃貸併用住宅ローンに関し、居住条件潜脱や審査資料偽装のリスクが確認され、現在のリスク防止態勢は十分でないことが判明したことから、速やかな改善策の策定を執行ラインに提言する。

以上